

高岡地区広域圏事務組合ふるさと名人バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）がふるさと名人認定事業において認定したふるさと名人の技を圏域内に広く知らせるとともに、ふるさと名人を活用したまちづくりを推進するために実施する、ふるさと名人バンク事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(ふるさと名人バンク事業の実施)

第2条 組合は、圏域内で開催される体験学習やものづくり講座等（以下「講座等」という。）の講師として活動することが可能なふるさと名人を登録し、講座等を実施する者からの申請に基づき登録されたふるさと名人を派遣する、ふるさと名人バンク事業を実施する。

2 前項の登録には、ふるさと名人の同意を得るものとする。

3 ふるさと名人バンク事業によるふるさと名人の派遣は、毎年度、予算の範囲内で行うものとする。

(派遣の申請)

第3条 ふるさと名人の派遣を希望するものは、ふるさと名人バンク講師派遣申請書（様式第1号）を組合の理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 ふるさと名人の派遣は、一団体につき年度内1回とする。

(派遣の決定)

第4条 理事長は、前条の申請があったときは、申請書の内容を審査し、適当と認めるときは派遣を決定し、別に定める派遣決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(派遣の変更・中止)

第5条 前条の規定により派遣の決定を受けたもの（以下「講座主催者」という。）は、決定を受けた内容に変更があるとき又は講座等を中止するときは、速やかに理事長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(用具、備品等の準備)

第6条 講座等に必要用具、備品等は、講座主催者が準備する。

(報告書の提出)

第7条 講座主催者は、講座等の終了後、ふるさと名人バンク講師派遣完了報告書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 ふるさと名人の派遣にあたり組合が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼 ふるさと名人1人1講座1回（基準時間は2時間程度）の派遣につき10,000円
- (2) 交通費 講座開催日において、全路程を通算し1キロメートルにつき37円にふるさと名人の自宅から講座の開催場所までの距離を乗じた額。ただし、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。また、100円に満たない場合は、その全額を切り捨てる。
- (3) 前2号以外の経費は、講座主催者が負担するものとする。

（保険の加入）

第9条 組合は、事故が発生した場合の損害補償に対処するため、ふるさと名人を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

（登録情報の公表）

第10条 理事長は、登録したふるさと名人について、派遣できる地域及び実施する講座等の内容、対象者、定員等をあらかじめ公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
（高岡地区広域圏事務組合ふるさと名人バンク要綱の廃止）
- 2 高岡地区広域圏事務組合ふるさと名人バンク要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
（経過規定等）
- 3 旧要綱に基づいて派遣されたふるさと名人（令和3年4月1日以降に派遣されたものに限る。）には、この要綱第8条第2号の例により交通費を支給する。

ふるさと名人バンク講師派遣申請書

年 月 日

高岡地区広域圏事務組合
理事長 あて

申請団体名
代表者住所
代表者名
連絡先（電話番号）

下記のとおり、ふるさと名人（ 氏）の派遣をお願いしたいので、申請いたします。

記

- 1 派遣日時 年 月 日（ ）
午前：午後 時 ～ 時
- 2 派遣場所
- 3 講座名
- 4 受講者 名
- 5 対象者 小学生 中学生 高・大学生 大人
(該当に○を付けてください)

ふるさと名人バンク講師派遣完了報告書

年 月 日

高岡地区広域圏事務組合
理事長 あて

申請団体名
代表者住所
代表者名
連絡先（電話番号）

下記のとおり、ふるさと名人（ 氏）の派遣を受けましたので、報告いたします。

記

- 1 派遣日時 年 月 日（ ）
午前：午後 時 ～ 時
- 2 派遣場所
- 3 講座名
- 4 受講者 名
- 5 添付書類 講座中の写真
受講者の感想等

注1）講座中の写真は3枚程度添付してください。なお、写真は当組合の広報に使用させていただきます場合があります。

注2）受講者の感想等については、書式は自由とします。